

MICE 開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人山口観光コンベンション協会（以下「協会」という）が山口市で開催される MICE の主催者に対し、必要な資金の助成を行うことにより、MICE の誘致を推進し、地域経済の活性化を図ると共に観光コンベンション都市として交流人口の増加と国際化の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「MICE」とは、Meeting（企業の会議など）、Incentive（Travel）（企業等の報奨・研修旅行など）、Convention（団体・学会・協会の総会学術会議など）、Event/Exhibition（文化・スポーツイベント、展示会・見本市など）等の催しをいう。

(助成対象事業)

第3条 MICE 開催助成金（以下「助成金」という）の交付対象となる MICE は山口市で開催されるもので、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 参加対象者が、山口県を含む3県以上から参集する規模であること。
- (2) 山口市内の宿泊施設における宿泊者が延べ50人以上であること。
- (3) その他、協会理事長が特に認めるものは、この限りではない。

(助成対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

- (1) 政治的活動または宗教的活動を目的とするもの。
- (2) 営利を目的とするもの。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) 山口市等から補助金等の交付を受けるもの。
- (5) 山口市等が主催または共催するもの。ただし、名義のみの主催・共催はこの限りではない。
- (6) その他協会理事長が適当でないと認めたもの。

(助成金の額)

第5条 第3条に規定する助成金は、予算の範囲内において別表に定めるとおりとする。

学生スポーツ大会・合宿または前年度に助成金の交付を受けたものについては協会理事長が特に認めるときは、前項の規定を越えて助成することができる。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という）は、開催予定日の1ヶ月前までに、別表に定める次の書類を協会理事長に提出しなければならない。ただし、インセンティブ旅行については、別に定める書類を協会理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、協会理事長が必要と認める書類

(助成金交付決定)

第7条 協会理事長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきもの認めるときは、交付額を決定し助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合、協会理事長は、交付のために必要な条件を付することができる。

(助成金変更承認申請)

第8条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において、MICEの事業内容に変更が生じ、交付額の算定基礎に著しい増減が生じたときは、速やかに別表に定める変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の軽微な変更については、この限りではない。

(助成金変更承認交付決定)

第9条 協会理事長は、前条の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、変更承認交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 申請書は、MICEを完了し、助成金の交付を請求するときは、別表に定める次の書類を、完了の日から起算して30日を経過した日または助成金交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日までに

協会理事長に提出しなければならない。ただし、インセンティブ旅行については、別に定める書類を協会理事長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 参加者宿泊名簿、請求書（必要であれば委任状）
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、協会理事長が必要と認める書類

(助成金の額の確定等)

第 11 条 協会理事長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知する。

ただし、協会理事長は、必要があると認めるときは、前条に規定にかかわらず、第 7 条の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により助成金を交付することができる。

(助成金の流用の禁止)

第 12 条 助成金の交付を受けた申請者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第 13 条 申請者は、事業及収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備して置かなければならない。

(報告及び検査)

第 14 条 協会理事長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は書類及び帳簿を検査することができる。

(助成金の交付の決定の取消等)

第 15 条 協会理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

- (ア) この要綱に違反したとき。
- (イ) 助成金の交付に関して付けた条件に違反したとき。
- (ウ) 申請書、変更承認申請書及び実績報告書等に虚偽の記載があったとき。
協会理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものと

する。

協会理事長は、申請者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を越える助成金が概算払いにより交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めてその越える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年分の助成金から適応する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。